

電磁的方法に関する規約

全国サイディング事業協同組合連合会

(目 的)

第1条 本会における電磁的方法による組合運営については、中小企業等協同組合法及び定款で定めるもののほか、この規約によるところにより行う。

(電磁的方法)

第2条 本規約において、電磁的方法とは、下記による方法をいう。

- (1) 電子メール
- (2) 携帯電話のショートメール
- (3) チャットアプリ
- (4) SNS のメッセージ

(電磁的方法による運営に関する規程)

第3条 本規約に定めるもののほか、必要な事項は、別途規程で定めることができる。

(電磁的方法の同意及び解除)

第4条 本規約に同意し、電磁的方法による通知を希望する組合員及び役員（以下、同意者という）は、自己の電子メールアドレス、携帯電話番号、もしくはアカウント ID（以下、電磁的アカウントという）を本会に届け出るものとする。

- 2 同意者は、電磁的アカウントを変更した場合には、変更後の電磁的アカウントを速やかに届け出なければならない。
- 3 同意者が電磁的方法による通知の停止を希望するときは、書面又は電磁的方法により同意の解除を希望する旨を通知するものとする。
- 4 本会から発した電磁的方法による通知が2回連続して着信しない場合には、電磁的方法の同意は撤回されたものとする。
- 5 同意者が本会を脱退又は役員を辞任した場合には、同意を解除し、本会に登録された電磁的アカウントを削除するものとする。

(電磁的方法による通知)

第5条 次に掲げる通知は本会に届け出た電磁的アカウントに宛てて発するものとする。

- (1) 理事会招集通知
 - (2) 総会招集通知
 - (3) その他組合が必要とする事項
- 2 前項に掲げる通知は受信者が返信を行うことができる電磁的アカウントを記載することとする。
 - 3 同意者から、電磁的方法による通知を受けない旨の書面又は電磁的方法による申し出があった場合には、当該同意者に対する通知は書面を発してするものとする。
 - 4 第1項第2号に規定する総会招集通知のうち、通常総会の招集に際しては、決算関係書類、事業報告書及び監査報告を併せて提供するものとする。

(免責事項)

第6条 本会は、本会の責めによらない事由により、本会からの通知が同意者へ伝わらなかったことによって発生した損害についてはいかなる責務も負わないものとする。

附則 この規約は、令和7年8月27日から施行する。